

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="439 562 982 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="587 1371 834 1409"><u>2024年7月1日</u></p> <p data-bbox="569 1518 851 1556">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1676 562 2220 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="1825 1371 2071 1409"><u>2024年8月1日</u></p> <p data-bbox="1807 1518 2089 1556">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>第3章 契約 （最低利用期間）</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する解約金を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、<u>その解約等に要する額を減額して適用</u>することがあります。</p>	<p>第3章 契約 （最低利用期間）</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する解約金を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、<u>解約金を減免</u>することがあります。</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>第11章 雑則 （反社会的勢力の排除） 第67条 4 当社は、光電話サービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することが出来るものとします。</p>	<p>第11章 雑則 （反社会的勢力の排除） 第67条 4 当社は、光電話サービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解約することが出来るものとします。</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																
<p>料金表 通則 (料金の計算方法) 3 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。 (8) 光電話サービス契約の解除に伴う解約金は、<u>解除日の前日の属する料金月の起算日における基本利用料、番号利用料、端末等使用料の合計額</u>（当該料金月において、光電話サービスを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。）とします。</p> <p>第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="154 688 1302 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td>ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td>イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">解約金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 手続きに関する料金</p> <table border="1" data-bbox="154 1186 1285 1329"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1の光電話サービス 契約ごとに</td> <td>2,000円 (2,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料を<u>いただかない</u>場合があります。</p>	区分	内容	(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。		解約金		光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額	料金種別	単位	料金額 (税込価格)	契約事務手数料	1の光電話サービス 契約ごとに	2,000円 (2,200円)	<p>料金表 通則 (料金の計算方法) 3 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。 (8) 光電話サービス契約の解約に伴う解約金は、<u>解約日の前日の属する料金月の起算日における基本利用料、番号利用料、端末等使用料の合計額</u>（当該料金月において、光電話サービスを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。）とします。</p> <p>第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1400 688 2549 1108"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td>ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td>イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 当社は、イの規定にかかわらず、光電話サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えて光電話サービスの解約を当社に通知した場合、解約金を減免することがあります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">解約金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 手続きに関する料金</p> <table border="1" data-bbox="1400 1178 2531 1320"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>単位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1の光電話サービス 契約ごとに</td> <td>2,000円 (2,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料を<u>減免する</u>場合があります。</p>	区分	内容	(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。		ウ 当社は、イの規定にかかわらず、光電話サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えて光電話サービスの解約を当社に通知した場合、解約金を減免することがあります。		解約金		光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額	料金種別	単位	料金額 (税込価格)	契約事務手数料	1の光電話サービス 契約ごとに	2,000円 (2,200円)	
区分	内容																																	
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																																	
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																																	
	解約金																																	
	光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額																																	
料金種別	単位	料金額 (税込価格)																																
契約事務手数料	1の光電話サービス 契約ごとに	2,000円 (2,200円)																																
区分	内容																																	
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																																	
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																																	
	ウ 当社は、イの規定にかかわらず、光電話サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えて光電話サービスの解約を当社に通知した場合、解約金を減免することがあります。																																	
	解約金																																	
	光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額																																	
料金種別	単位	料金額 (税込価格)																																
契約事務手数料	1の光電話サービス 契約ごとに	2,000円 (2,200円)																																

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2024年8月1日から実施します。</p>	